

令和6年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（大山隠岐国立公園）検討業務の概要及び企画書作成事項

I 仕様書（骨子）

1 業務の目的

環境省では、2016年より「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進してきた。

今般、インバウンドが急速に回復する中、観光立国推進基本計画も踏まえ、国立公園における滞在型・高付加価値観光を進めるため、国立公園満喫プロジェクトの垂直展開として、宿舎事業を中心とした利用拠点の面的魅力向上に取り組むこととし、2023年1月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の魅力向上検討会」を設置し、国立公園の利用の高付加価値化の考え方や目指す方向性を議論し、6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」（https://www.env.go.jp/press/press_01807.html）（以下、「取組方針」という。）を公表した。

取組方針を踏まえ、「令和5年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（大山隠岐国立公園）検討業務」（以下、「過年度業務」という。）では、環境省が選定する対象公園の利用の高付加価値化に向けた基本構想（案）を、地方自治体や国立公園満喫プロジェクト地域協議会等と連携して検討しているところである。

本業務では、過年度業務を踏まえ、引き続き地域関係者とともに基本構想を検討し、合意形成を経て策定するものである。検討にあたっては、民間提案の取り入れや推進枠組みの検討を行い、幅広い視点や立場からの提案を取り入れ当該公園の利用の高付加価値化に向けた方向性を地域で共有し、関係者との対話と合意形成、民間事業者を含む地域協働実施体制の構築、リーダー及びコーディネーター人材の確保等を進め、当該公園の利用拠点における先端モデル事業の実施に向けた基盤整備を行うことを目的としている。

2 業務の骨子

大山隠岐国立公園における以下の業務について、取組方針に基づき実施すること。

(1) 基本構想（案）の検討・策定及び利用拠点の情報整理

①基本構想（案）の検討

過年度業務で検討した基本構想（案）について、過年度の民間提案も踏まえ、国立公園満喫プロジェクト地域協議会等の枠組みを活用し、地方自治体等と連携して、更なる検討を進め、策定する。

特に、基本構想の項目のうち、「インタープリテーション全体計画の方向性」・「磨き上げを行う利用拠点の特定と方向性」・「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設の方向性」について、地域との意見交換を実施する等により、更に検討を深

める。

②利用拠点にかかる権利関係等の情報整理

①で取り上げる各利用拠点において、土地所有者や土地利用権利関係、インフラ整備状況等、宿泊施設の誘致候補地となりうる土地に関する情報について、整理すること。

(2) 基本構想（案）への民間提案の取り入れ

(1)における検討を踏まえ、特に「磨き上げを行う利用拠点の特定と方向性」・「国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設の方向性」について、更なる民間提案の募集・取り入れを行う。

民間提案にあたっては、地方自治体に加え、宿泊施設に関する開発事業者・運営事業者等、アクティビティ事業者、アウトドア関連事業者、ホテル旅館組合、商工会、交通事業者、観光協会、DMO/DMC、地方銀行等の金融機関、地域内外の幅広い業種の民間事業者・団体等、本事業への参画を希望する者から、基本構想（案）に対する提案を広く募集し、基本構想のとりまとめに民間提案を取り入れる。

基本的方向性から期待される事業まで基本構想の項目に応じて、より具体的で的確な提案を募るため、前提として提示すべき内容と提案を求める内容を整理した上で民間提案の実施方法を考案すること。提案内容を基本構想へ取り込む際には、前提となる基本的方向性に基づき、精査し反映する。

特に具体的な事業の提案に係る部分については、対話型を基本とするとともに、事業化段階での民間提案手法の構想及び本事業における提案者に取組への参画を促す仕組みについて併せて検討する。

(3) 利用拠点における推進枠組みの検討・地域協働実施体制案の構築

過年度業務における利用拠点における推進枠組みの検討状況を踏まえ、引き続き推進枠組みの構築に向けた検討を実施し、地域協働実施体制案を構築する。

当該公園の利用拠点における推進体制を構築するため、全ての関係者が参画し意思決定を行う推進枠組みや、実施体制のあり方を検討し、提案する。関係者としては、都道府県、市町村、地域 DMO/DMC、地域商社、観光協会、商工会、ホテル旅館組合、宿泊事業者、アクティビティ事業者、農林水産業に関する組合・団体、地域金融機関や資金調達に関わるメンバー、商店・飲食店その他関連事業者等が想定される。自治体については、国立公園関係部局（自然保護、観光等）に加え、都市計画・地域づくり等を担う企画・財政部局等の関与も望ましい。

また、利用拠点の高付加価値化全体の方向性を考えて取組を調整・牽引するリーダーや、企画・調整を行うコーディネーター、地域において取組を実施する人材や実行組織の確保に向けた検討調整、体制案の提案を行う。

検討にあたっては、外部有識者等の助言や参画を得ること。

(4) 業務打合せ

本業務に係る打合せ・進捗報告を月1回程度行うこととし、打合せ後は議事概要を作成

すること。また、環境省担当官の指示に従い、本業務に必要な打合せ・会議に参画するとともに、利用拠点の選定に向けて必要な資料を作成すること。

(5) 報告書の作成

請負者は、本業務の結果を、業務履行期限の3週間程度前までに報告書原案としてとりまとめ、本省担当官の確認を受けた上で、業務履行期限までに最終成果物として提出する。報告書には基本構想(案)を含むこと。

3 業務履行期限

令和7年3月21日(金)

4 成果物

- (1) 紙媒体：業務報告書 12部 (A4版 両面 150頁程度 製本方法指定なし)
- (2) 電子媒体：「業務報告書の電子データ」を収納したDVD-R2枚
- (3) 提出場所：環境省自然環境局国立公園課
- (4) 報告書及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

5 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容(人数・回数の増減を含む。)に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて過年度業務の実施状況に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省自然環境局国立公園課 ([TEL:03-5521-8277](tel:03-5521-8277))

なお、過年度業務の報告書については、業務着手時に提供する。

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、基本構想を策定するために必要な要件を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ①業務の骨子に記述した基本構想（案）の検討について、具体的な実施内容と作成にあたり留意すべき事項を具体的に提案すること。
- ②業務の骨子に記述した基本構想（案）への民間提案の取り入れについて、民間提案の具体的な実施方法と募集にあたり留意すべき事項を具体的に提案すること。
- ③業務の骨子に記述した利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と体制構築のプロセスを具体的に提案すること。

（３）業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

（４）業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

（５）業務実績

過去5年間における対話型の地域づくりに関する構想又はこれに類する構想・計画等の策定業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

（６）組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設定、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

（７）組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます。
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書 (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" ”」、「` `」→「' 」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名+化学記号(半角の英数字)。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」(大文字)

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

(1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要な事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

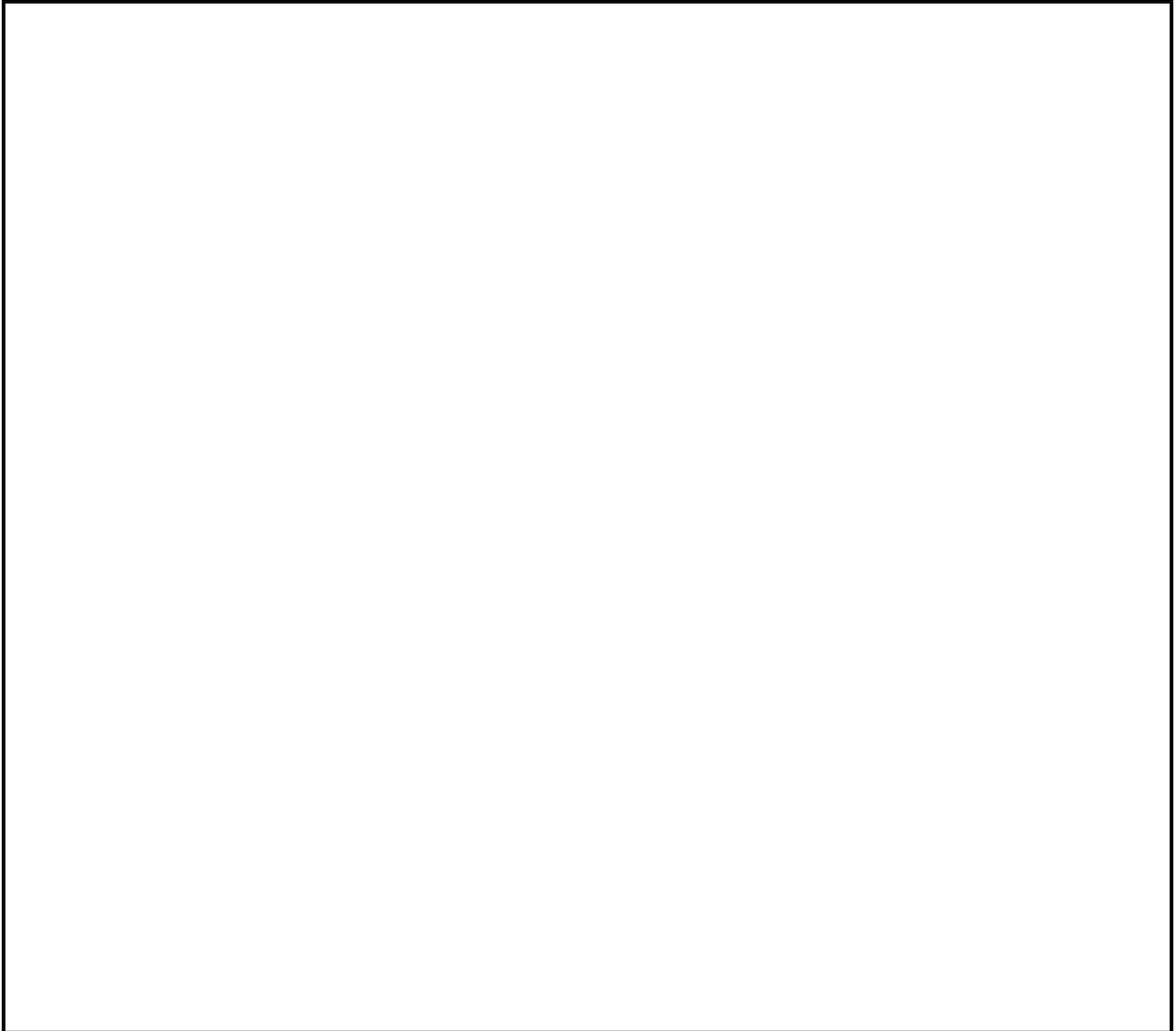
4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

(別紙様式A)

業務に対する理解度

基本構想（案）を検討するために必要な要件をご提案ください。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 基本構想（案）の検討の実施内容

基本構想（案）の具体的な実施内容と作成にあたり留意すべき事項を提案してください。

2. 基本構想（案）への民間提案の取り入れの実施方法

民間提案の具体的な実施方法と募集にあたり留意すべき事項を提案してください。

3. 利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と構築プロセス

利用拠点における推進枠組みへの参画が期待される主体と体制構築のプロセスについて提案してください。

注 本様式は全項目合計でA4版8枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

業務実施体制 (配置予定管理技術者)

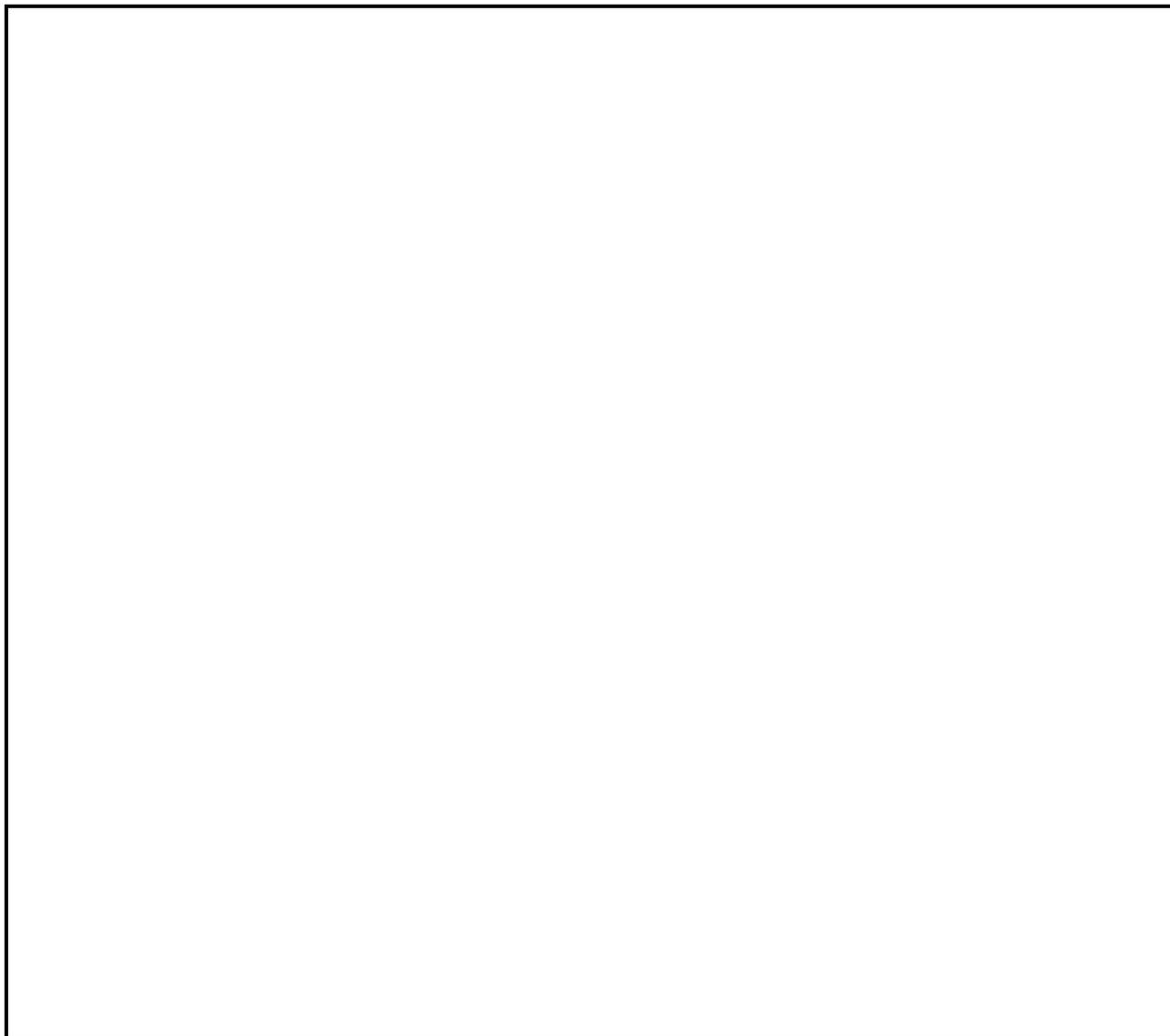
管理技術者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数) 年 (年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)			
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)			
1)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
2)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
3)		年 月～ 年 月 (年 ヶ月)	
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在 件)			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格 (技術士など)			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における対話型の地域づくりに関する構想又はこれに類する構想・計画等の
策定業務の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：

認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称：

(認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。